

敦賀発電所 3, 4 号機増設計画に係る

環境影響評価方法書についての意見
の概要等について

平成 12 年 4 月

日本原子力発電株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧期間	1
(4) 縦覧場所及び縦覧者数	1

2. 環境影響評価方法書への意見の把握

(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	2
(3) 意見書の提出状況	2

第2章 環境の保全の見地から提出された意見の概要及び当社の見解

1. 大気環境	5
2. 地形及び地質	5
3. 景観.....	6
4. 自然環境	6

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

(1) 公告の日

平成12年2月24日（木）

(2) 公告の方法

① 平成12年2月24日（木）付の次の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。（資料1参照）

- ・ 福井新聞（朝刊）
- ・ 日刊県民福井新聞（朝刊）
- ・ 朝日新聞（福井版、朝刊）
- ・ 毎日新聞（福井版、朝刊）
- ・ 読売新聞（福井版、朝刊）
- ・ 産経新聞（福井版、朝刊）
- ・ 中日新聞（福井版、朝刊）

② 上記の公告に加え、次の「お知らせ」を実施した。

- ・ 平成12年2月25日（金）付 日本経済新聞（北陸版、朝刊）に「方法書に係るお知らせ」を掲載（資料1参照）
- ・ 平成12年2月22日（火）～ 平成12年4月6日（木）まで当社ホームページに「方法書に係るお知らせ」を掲載（資料2参照）

(3) 縦覧期間

平成12年2月24日（木）～ 平成12年3月23日（木）

(4) 縦覧場所及び縦覧者数

① 縦覧場所：6箇所

a. 関係市町の庁舎 2箇所

- ・ 敦賀市役所
- ・ 美浜町役場

b. 事業者の事務所等 3箇所

- ・ 敦賀事務所
- ・ 敦賀原子力館
- ・ 福井連絡事務所

c. 事業者が利用できる適切な施設 1箇所

- ・ 福井県原子力センター

② 縦覧者名簿記名者数：108名

2. 環境影響評価方法書への意見の把握

(1) 意見書の提出期間

平成12年2月24日（木）～平成12年4月6日（木）までの間（縦覧期間及びその後2週間）

(2) 意見書の提出方法

当社本店「方法書ご意見係」宛てへ書面で提出

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書は、9通

日刊新聞紙に掲載した広告及びお知らせ

■公告 半3段, 2月24日(木) 掲載

福井, 日刊県民福井,

中日(福井版), 朝日(福井版), 毎日(福井版), 読売(福井版), 産経(福井版)

敦賀発電所3、4号機増設計画
環境影響評価方法書の公告

環境影響評価法に基づき、敦賀発電所3、4号機増設計画環境影響評価方法書を作成しましたので、次のとおり公告いたします。

平成十二年二月二十四日

日本原子力発電株式会社 取締役社長 鷺見 慎彦

【事業者の氏名及び住所】

名称 日本原子力発電株式会社

代表者 取締役社長 鷺見 慎彦

住所 東京都千代田区大手町一六

【対象事業の名称、種類及び規模】

名称 敦賀発電所3、4号機増設計画

種類 原子力

規模 一五三万八千キロワット 2基

【対象事業が実施されるべき区域】

福井県敦賀市明神町及び浦底

【対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲】

福井県敦賀市及び美浜町

【縦覧】

縦覧場所

敦賀市役所生活環境課(敦賀市中央町二二)

美浜町役場ロビー(三万部美浜町二五二五)

福井原子力センターロビー(敦賀市吉河三七)

日本原子力発電株式会社 敦賀事務所(敦賀市本町一九一六)

敦賀原子力館(敦賀市明神町二)

福井連絡事務所(福井市大手三三〇一 放送会館四階)

縦覧期間 平成十二年二月二十四日(木)から平成十二年三月二十三日(木)まで

(自治体庁舎については、土曜、日曜及び祝日は除く。福井原子力センターについては、第三日曜及び祝日は除く。当社敦賀事務所、敦賀原子力館及び福井連絡事務所では毎日縦覧)

縦覧時間 午前九時から午後五時まで(ただし、福井原子力センターは午後四時まで、当社敦賀原子力館は午後四時三十分まで)

意見書の提出 方法書について、環境の保全の見地からの意見を、書面により次のとおり提出することができます。

提出の期限 平成十二年四月六日(木)

意見書の提出先 日本原子力発電株式会社 方法書ご意見係

③意見書の記載事項 イ、氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

ロ、提出の対象である方法書の名称

ハ、方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載するものとします。)

【お問い合わせ先】

日本原子力発電株式会社 広報部 TEL〇三三二八四一八五七

敦賀事務所 TEL〇七七〇二五五六一

■お知らせ 半3段, 2月25日(金) 掲載

日本経済(北陸版)……紙面の都合により「お知らせ」として掲載

敦賀発電所3、4号機増設計画
環境影響評価方法書に係るお知らせ

日本原子力発電株式会社

当社は、環境影響評価法に基づき、敦賀発電所3、4号機増設計画環境影響評価方法書を作成しましたので、次のとおりお知らせいたします。

【事業者の氏名及び住所】

名称 日本原子力発電株式会社

代表者 取締役社長 鷺見 慎彦

住所 東京都千代田区大手町一六

【対象事業の名称、種類及び規模】

名称 敦賀発電所3、4号機増設計画

種類 原子力

規模 一五三万八千キロワット 2基

【対象事業が実施されるべき区域】

福井県敦賀市明神町及び浦底

【対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲】

福井県敦賀市及び美浜町

【縦覧】

縦覧場所

敦賀市役所生活環境課(敦賀市中央町二二)

美浜町役場ロビー(三万部美浜町二五二五)

福井原子力センターロビー(敦賀市吉河三七)

日本原子力発電株式会社 敦賀事務所(敦賀市本町一九一六)

敦賀原子力館(敦賀市明神町二)

福井連絡事務所(福井市大手三三〇一 放送会館四階)

縦覧期間 平成十二年二月二十四日(木)から平成十二年三月二十三日(木)まで

(自治体庁舎については、土曜、日曜及び祝日は除く。福井原子力センターについては、第三日曜及び祝日は除く。当社敦賀事務所、敦賀原子力館及び福井連絡事務所では毎日縦覧)

縦覧時間 午前九時から午後五時まで(ただし、福井原子力センターは午後四時まで、当社敦賀原子力館は午後四時三十分まで)

意見書の提出 方法書について、環境の保全の見地からの意見を、書面により次のとおり提出することができます。

提出の期限 平成十二年四月六日(木)

意見書の提出先 日本原子力発電株式会社 方法書ご意見係

③意見書の記載事項 イ、氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

ロ、提出の対象である方法書の名称

ハ、方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載するものとします。)

【お問い合わせ先】

日本原子力発電株式会社 広報部 TEL〇三三二八四一八五七

敦賀事務所 TEL〇七七〇二五五六一

当社ホームページに掲載したお知らせ

敦賀発電所3, 4号機増設計画
環境影響評価方法書に係るお知らせ

当社は、環境影響評価法に基づき、敦賀発電所3, 4号機増設計画環境影響評価方法書を作成しましたので、次のとおりお知らせいたします。

【事業者の氏名及び住所】

名 称 日本原子力発電株式会社
代表者 取締役社長 鷺見 禎彦
住 所 東京都千代田区大手町1-6-1

【対象事業者の名称、種類及び規模】

名 称 敦賀発電所3, 4号機増設計画
種 類 原子力
規 模 153万8千キロワット 2基

【対象事業所が実施されるべき区域】

福井県敦賀市明神町及び浦底

【対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲】

福井県敦賀市及び美浜町

【縦覧】

縦覧場所 敦賀市役所生活環境課(敦賀市中央町2-1-1)
美浜町役場ロビー(三方郡美浜町郷市25-25)
福井原子力センターロビー(敦賀市吉河37-1)
日本原子力発電株式会社 敦賀事務所(敦賀市本町2-9-16)
敦賀原子力館(敦賀市明神町1)
福井連絡事務所(福井市大手3-4-1放送会館4階)

縦覧期間 平成12年2月24日(木)から平成12年3月23日(木)まで
(自治体庁舎については、土曜、日曜及び祝日は除く。福井原子力センターについては、第3日曜及び祝日は除く。当社敦賀事務所、敦賀原子力館及び福井連絡事務所では毎日縦覧。)

縦覧時間 午前9時から午後5時まで
(ただし、福井原子力センターは午後4時まで、当社敦賀原子力館は午後4時30分まで)

意見書の提出 方法書について、環境の保全の見地からのご意見を、書面により次のとおり提出することができます。

- ①意見書の提出期限 平成12年4月6日(木)
- ②意見書の提出先 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-6-1
日本原子力発電株式会社 方法書ご意見係
- ③意見書の記載事項 イ. 氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
ロ. 提出の対象である方法書の名称
ハ. 方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載するものとします。)

【お問い合わせ先】

日本原子力発電株式会社 広報部 TEL03(3284)1857

敦賀事務所 TEL0770(25)5611

敦賀発電所3, 4号機増設計画環境影響評価方法書をご覧になりかたは[こちらへ](#)

第2章 環境の保全の見地から提出された意見の概要及び当社の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見は、5件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、環境影響評価方法書についての意見の概要及び当社の見解は、以下のとおりである。

1. 大気環境

意見の概要	当社の見解
(工事用資材等の搬出入について) (1) 大気質、騒音、振動調査は、県道利用の一番多い夏期に調査し、公表願いたい。 できれば2号機建設時と比較し、公表願いたい。	(1) 夏期における大気質、騒音、振動の状況は、環境影響評価準備書に記載します。 海水浴シーズンの休日等の交通混雑時は資材等の輸送は行ないません。従って、予測・評価は、工事工程中における工事輸送車両による寄与が最大となる時期を対象として行います。 また敦賀2号機の建設時の状況と比較して評価し、その結果を環境影響評価準備書に記載します。
(工事用資材等の搬出入について) (2) 交通量調査は、24時間にわたり、1時間単位の計測をお願いしたい。	(2) 交通量調査は、四季の平日、休日の各1日(24時間)について、1時間毎に計測し、その結果を環境影響評価準備書に記載します。

2. 地形及び地質

意見の概要	当社の見解
(1) 敦賀原発1,2号機で既に破壊されてしまった敦賀半島先端は、若狭湾国定公園学術調査の結果、原始のままの自然の宝庫として第一種特別保護地区に指定された区域である。 今回3,4号機建設予定地の海岸は、断崖、磯浜、礫浜とつづく変化に富んだ貴重な海岸であり、これも同様第一種特別保護地区に指定された区域である。この様に貴重な自然を破壊しないで欲しい。	(1) 敦賀発電所が若狭湾国定公園の第2種特別地域に在ることから、1,2号機の建設及び運営管理においては、郷土種を主体とした樹種による構内の修景緑化等自然環境の保全に努力をしてまいりました。 増設計画地点近傍の立石岬の岩礁については、自然景観資源及び重要な地形として位置付けられていることから、保全に十分配慮した計画とし、影響について予測・評価を行い、その結果を環境影響評価準備書に記載します。

3. 景観

意見の概要	当社の見解
(1) 敦賀 3, 4 号機は、海面埋立約 25 万㎡で、陸上部分を合せば約 40 万㎡を超える敷地になると推定される。 若狭湾国定公園地域内で敦賀半島の景勝地であるこの地点に対する評価方法は、もんじゅ、敦賀 2 号機及びふげんの排水口を含めた全体の景観から評価すべきである。	(1) 眺望景観については、代表的な眺望地点からの既設構造物を含めた全体景観に対する視覚的变化をコンピューター・グラフィックスにより予測・評価を行い、その結果を環境影響評価準備書に記載します。

4. 自然環境

意見の概要	当社の見解
(1) 長期間詳細な調査に基づくデータは、環境保全に役立ち貴重なものと思う。自然環境は、保全努力なしには変化してしまう場合もあり、当該計画を実施するに当たりそれ以前より環境が改善されより豊かな地域となることを期待する。	(1) 現況調査の結果を十分に活用することにより、環境影響の回避・低減の観点から必要な保全対策を検討し、影響について予測・評価を行い、その結果を環境影響評価準備書に記載します。

環境影響評価方法書に対して提出いただくご意見は、「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、「環境の保全の見地からの意見」に限られておりますが、それ以外に以下のご意見をいただきました。

1. 浦底断層など、周辺の活断層の状況を調査すること。予定地の陸上及び海底の地盤についても調査すること。また、地震が起った場合の対策、影響を示すこと。

(同主旨の意見として計5件)

2. 環境要素の区分の「廃棄物等」の項目の一つとして放射性廃棄物を取り上げて欲しい。
3. 「施設の存在が住民に与える心理的影響」を環境要素の区分の一つとして取り上げ、敦賀市、美浜町、河野村全域を対象に調査して欲しい。
4. 度重なる事故による住民の不安がつのっていることから、これ以上原発は必要なく、増設に反対する。

(同主旨の意見として計2件)

5. 敦賀発電所3, 4号機増設計画の実施を希望する。
6. 住民避難が生じた場合、現県道では夏期、降雪時等の際にはパニック状態になる。又立石-白木間に通じる道がなく抜本的な道路対策を講ずるべきである。これは行政の責任とも言えるが企業においても行政と一体となり検討願いたい。
7. 北朝鮮のテポドン対策を検討すること。

これらのご意見に対しては、以下のように考えております。

地震及び断層等に関する調査としては、過去の地震の調査をはじめ、浦底断層を含めた広域の地質調査として文献調査、空中写真判読、地表地質調査、海上音波探査等を実施しています。また、増設計画地点における地盤に関しても、陸上・海上ボーリング調査、試掘坑調査等を実施しています。これらの調査に基づく、地震による施設への影響については、原子炉設置変更許可申請書に記載し、それに基づいて審査されます。また、放射性廃棄物についても、原子炉設置変更許可申請書に記載し、それに基づき審査されます。

住民への心理的影響については、環境影響評価の対象になっていませんが、計画に当たっては安全の確保を大前提とし、環境保全に万全を期するとともに、地域との調和に配慮した発電所を目指して、住民の皆様のご理解を得、さらにご安心いただくようより一層努めてまいります。

なお、道路対策に関するご意見については、関係機関にお伝えすべきものと考えており、また、テポドンについては、外交その他の手法により、適切な対応がとられるものと考えております。